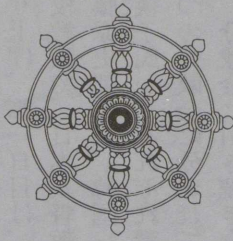


(加盟団体関係者の購読料については、
負担金に含まれている。)



全 仏

仏曆2537年10月
(1994年)

NO. 402



LDT (LUMBINI DEVELOPMENT TRUST) が
ルンビニ一園の菩提樹の除去を開始した

財団 全日本仏教会
法人

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

第二十六回「同宗連」研修会

民族差別問題に学ぶ

さる九月七日、八日、京都宇治の黄檗宗大本山万福寺を会場に、第二十六回「同宗連」研修会が、約六十名の参加者を得て、「民族差別問題に学ぶ」をテーマに開催された。

研修会では、在日韓国・朝鮮人差別問題を取り上げ、第一日目は、兵庫県尼崎市立尼崎高校教諭で、日本基督教団西宮聖光教会牧師の藤原史郎氏と、韓国レストランを経営するユ・漢子氏が、それぞれ講演を行い、つづいて三つの分散会に分かれて討議した。第二日目は、分散会に引き続き全体会が開かれ、宗教者の取り組むべき道が模索された。

以下、藤原、俞両氏の講演の一部を要約して掲載する。

藤原史郎氏

現在の目の前にある在日韓国・朝鮮人の問題を考えながら、過去の日朝関係の歴史を見、過去の日朝関係の歴史を学びながら、在日韓国・朝鮮人の問題を考えたいと思います。

今年三月に市立尼崎高校を九人の在日韓

国・朝鮮人の生徒が卒業しました。皆、通名ではなく本名で卒業しました。そのうちの六人は民族衣装チヨゴリを着て卒業しました。後の三人はチヨゴリで立つことができません

でした。チヨゴリを着て卒業する条件は、韓国・朝鮮人宣言をして、堂々と本名の名前で立つことが第一。それから進路が決まっていること。三つ目は親の承諾です。伊達や酔狂ではチヨゴリは着られません。

ほとんどの人が一般の日常生活では、自分が在日韓国・朝鮮人であることを前面には出せません。皆さんのお寺で、お葬式を頼まれて、行ってみたら朝鮮人の家の葬式だったと、後でわかることが多いですね。銀行の窓口で金さん、朴さんの名札をみますか。韓国人が経営するレストランでさえ金さん、朴さんの名札を見ませんか。これが現実ですね。チヨゴリで卒業した六人のうち、四人は就職してまた通名に戻っています。まだまだ受け皿がないんです。

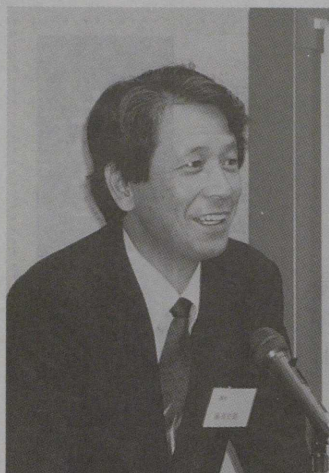
女子生徒のチヨゴリへの暴行とか、閣僚の

辞任とかは、日本が侵略戦争の決着をつけていないから、いまだにくすぶり続けている問題なんです。侵略戦争であることを認め、かつその補償をもっと初期の段階でやっていけば、この生徒達はチヨゴリで卒業しようが、本名で社会に出ようが、珍しいことではない世の中になっていたはずなんです。

日本と朝鮮の近現代史は、一九一〇年八月二十二日の日韓併合からはじまります。そして土地調査事業の名の下に朝鮮人の土地を奪ってしまします。一九一九年三月の独立運動では七千人が殺されました。一九二三年九月の関東大震災では六千人の在日朝鮮人が虐殺されました。ついで一九三一年の満州事変をへて、一九三七年から徹底した皇民化教育が行われ、朝鮮語を禁止します。ついに一九三九年、創氏改名で名前を奪い、この年からはじまったのが強制連行です。一九四五年に日本は負け、朝鮮は独立しました。が、今日私たちの回りに堂々と本名で生きている人が何人いますか。ということは一九四五年がこの人たちにはまだ来ていないということですよ。

創氏改名や通名は、その人の人格を認めていないということなんです。これは差別戒名に等しいことではないでしょうか。

人権の問題を抜きに、いくら神の愛を説こうが、仏の慈悲を語ろうが、そんなものは屁



藤原史郎氏

の突っ張りにもならんと信じます。差別の反対は平等ではなく、愛や慈悲だと思います。 兪漢子氏

アンニョンハセヨ。

今日、私はチマ・チョゴリを着てきましたが、これだけ上手に日本語を話すと「本当に朝鮮人ですか」って聞かれることがありますよ。差別の実態は触れなければ分からないんです。差別が空気のように日本社会にあるからです。私が高校一年生のときに兪漢子という名前でアルバイトしました。コップを洗っている、私を日本人だと思っているチーフが「朝鮮の子はコップをそんなにきれいに洗わんわな」というんです。そのときに差別が見えてくるわけです。この苦しみが今でも続いているわけです。

高校を卒業して、神戸市で看護婦になろうとしたときに、国籍条項があつてだめでした。それはおかしいということで、次の年か



兪漢子氏

らは撤廃されましたが、一つの権利を獲得したから、差別が一つ減ったか、ということではないんですね。本当にいきいきと集団の中で他民族が働いていけるということが、国籍条項を撤廃した証しやと思うんですけど。

私たちが何か補償を求めると、日本国籍を取得した時点で補償してあげましょうということになります。軍属で徴用されて片腕をなくされた方が、「日本人になったら補償してやろう」というのは、民族の魂が許さん。自分の誇りを売るに等しい。」とっています。

「どうして国に帰らないんですか」とよく聞かれます。一世は自分の意志でこの国にきたのではない。来ざるを得なかった原因を作った日本人の責任はどこにあるんですか。帰らないのは、この国に生まれたから。この国を愛してしまつたからです。この国を選んで生きているんです。だれも私たちに強制的に帰れとはいえないと思います。

この国に指紋捺捺という制度がありますね。私は十四歳のときから指紋を押してきました。法律で決められていたからです。でもその法律を作り、運用し、変えていくのは人間です。

私は、私の母のように朝鮮人を語れません。

私はこの国に生まれた在日二世と呼ばれてる人です。そうである私が、「朝鮮人と生まれてきたから、仕方ないから指紋を押しなさい」とは、無責任すぎて子供にはいえないと思います。そう思って押捺拒否しました。

だからこの運動は、選挙権の具体的な一票をもっている日本人がこの問題を考えてくださいという、激しいラブコールなんです。

大谷派のお寺に通うようになって、「ばらばらで一緒に生きていける」というのが、浄土真宗の世界観だと聞いて、ショックを受けました。チマ・チョゴリを着て、日本の国籍をもつた者が存在できる世界観があるということは、すごく力強いことです。

一人一人の日本人にひどい人いませんよ。ただどね、歴史観が違いすぎるんです。百二十年ほど遡って歴史をとらえ直してほしいと思います。「私は朝鮮人です」と、勇気を必要としないでいえるようになったときが、日本社会の中で差別が克服されたときです。日本人も朝鮮人も対等の地平でいっぺん生きてみたいと思っています。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

【質問】拙寺では契約期間満了を向かえた貸地がありますが、更新料の授受をめぐって、借地人と折り合いがつかず、期限を過ぎてしまいました。従前通りに地代を受け取ってしまつと、借地人の主張を受け入れてしまったことになると聞きましたが、どのように対処すればよいでしょうか。(東京・K寺住職)

《回答》更新料とは「借地借家契約の更新に当たり借地人や借家人から地主や家主に対して支払われる一時金」のことをいいます。

更新料の法的性質は①賃料補充説(前払賃料説・後払賃料説)②訴訟に持ち込むことなく合意で更新する利益の対価とする説③単なる贈与であるとする説の三つがありますが、定説がありません。

問題は賃貸人に当然更新料を請求する権利があるか、です。第一に更新料支払の合意が前もってなされておれば、その額が相当であ

る限り、その合意は有効です。しかし法定更新(法定更新の意味は後で述べます)されてしまつと、合意どおりに更新料を支払つてもらえなくなるといふ判例もありますから注意しなければなりません。合意があるにも拘わらず更新料を支払つてもらえないときは他の事情(更新料支払が合意された時期や経緯、合意された額、不払いの理由、遅滞の期間、交渉態度など)とともに相互の信頼関係が破壊されていると判断されれば、賃貸借契約そのものを解除することができます。

第二に更新料支払の合意がない場合はどうなるか。この場合、賃貸人に更新料支払の請求権が当然発生するといえる為には、事実たる慣習もしくは慣習法が存在することが必要です。民衆の法意識に支えられるようになって慣習を慣習法といい、まだこれに至らないものを事実たる慣習といいます。更新料の支払がこれに該当とする学説もありますが、最高裁判所は否定しています。従つて合意がない場合、賃貸人は当然には賃借人から更新料を支払つてもらつた権利は発生しないわけです。

なお、更新料を支払うという慣行は徐々に拡がりつつありますが、東京周辺を中心とした一帯で、特に関西方面にはありません。その場合、判例に現れたものでは、借地で借地権価格の三%前後、借家で新賃料の一乃至二ヵ月分を相当としているようです。実態調査

の結果は多くはありませんが、借地の場合、更地価格の五%弱とか、借地権価格の六乃至七%とかの報告がある一方、借地権価格の五%から十%とか、更地価格の二%から六%と報告されているものもあります。

貴寺では更新料の授受をめぐって折り合いがつかない間に期限が過ぎてしまったとのことですから、法定更新がされたと判断される危険があります。法定更新とは借地権者が借地権消滅後に土地の使用を継続しているのに、土地所有者が遅滞無く異議を述べないと、前契約と同一の条件でさらに借地権を設定したものとみなされるということです。ですから貴寺においては内容証明郵便など、後で証明できる方法で異議を述べておく必要があります。しかし、異議を述べる場合は、その異議が正当の事由があると認められる場合でなければなりません。正当の事由の判断は地主の必要性と借地人の必要性を天秤にかけて判断するわけですが、借地に関する従前の経過や土地の利用状況、明渡し時の条件等としての一時金も考慮されることとなります。お寺の場合一般にお寺が土地を利用する必要性より、借地人の居住の必要性が高いでしょうから、あとはお金をいくら積むかということになるでしょう。お金を積んで返してもらふということなら、必ず異議を述べなければなりません。(次号につづく)



茂田真澄師

このシリーズの第一回にAYUS^{アイユース}＝仏教国際協力ネットワークをご紹介します。AYUSは独自のプロジェクトだけでなく、他のNGOとのネットワーク作りや、NGO活動をする人材の育成を事業内容とするユニークなNGOです。

こんにちはNGO

AYUS＝
仏教国際協力ネットワーク

理事長 茂田真澄師(40歳)

まずはAYUSという名称ですが、これはどういう意味ですか。

茂田 サンスクリット語で、「いのち」のことです。仏教の根本の縁起の法の中で、私たちの命も大切ですが、お釈迦様は生きとし生ける者は皆平等といっているわけですから、我々以上に苦しんでいる第三世界の人々の「いのち」も考えていかなきゃいけないということ、AYUSというサンスクリット語を会の名前にしました。

ところで、キリスト教のNGOが宗教性を重視して、日本でも海外でもたくさん活躍し

こ二十数年、民間の海外協力活動が盛んである。欧米ではNON GOVERNMENT ORGANIZATION（非政府組織、NGOと略称）と呼ばれ、行政や外交上の制約を受けない、自由意志に基づく活動として高く評価されている。日本でも一般市民が、いろいろな形で、だれでも参加できる活動として、定着しつつある。

とくにカンボジア難民問題が発生している、同じ仏教徒という意識から、僧侶の間にも積極的かつ長期的に、これらの活動に取り組む人が現れた。

この人たちに共通していることは、一つには助ける側と助けられる側という意識

ているわけです。私は浄土宗の勝樂寺という普通の寺の普通の住職ですが、仏教の中にもそういう考え方が含まれているはずなんです。たとえば寺小屋のような、昔からのお寺の活動をみると、一軒一軒のお寺がNGOであったわけです。なにしろ弱者の側に仏はいるんですから。そう思いましてAYUS＝仏教国際協力ネットワークと命名しました。

――発足の経緯などをお話してください。

茂田 昨年の三月十二日に発足したんですが、それ以前に私自身が、ユニセフやJVC（日本国際ボランティアセンター）と協力し

を、全くといっていいほど持っていないことである。二つには、住職の傍らNGO活動をしているというよりも、NGO活動を僧侶の本文として位置づけているということであろう。いずれも、それぞれの活動を菩薩の慈悲行として、また修行として行っているものであり、たまたまその場所が海に向こうだというだけで、当のご本人達は格段特別なことをしているとは思っていないようである。

今号よりシリーズで、このような仏教系NGOと、その活動を進めている僧侶や家族を紹介し、広く仏教界の方々に、その実情をお知らせする予定です。



ラオス・スタディツアーの様子

て、簡易保健所や母子保健の施設を作ったり、井戸を掘ったりしてきたんです。そういう活動をしているNGOは日本に二、三百あります。最近では郵政省のボランティア貯金とか、外務省のNGO助成とかで、個々のプロジェクトに対する助成は盛んになっていきます。ところが、それを実際に支えるスタッフの人件費はどこからも出ないんですね。

実は、もう「援助」という形は変えていくべき時代になってきたと思うんです。たとえば政府のODAなども、本当にそれで最底辺の人たちが助かっているかという点、逆なん

ですね。ですから、私たち庶民が、政府と同じような援助をするのではなくて、こちらの市民があらゆる市民のことを勉強しながら、教えてあげられることは教えてあげる、そしてそれを社会に広めていくという地道な活動が大事なことです。だから、こういう人たちを育てていくことが、今いちばん重要なことではないでしょうか。それは現地の農村に井戸を掘ること以上に重要だと感じます。

ですから、NGOの核になる人材を育てよう、そうしてNGOの活動を発展させてもらおう、というコンセプトでAYUSが結成されたんです。

——では具体的にはどんな活動をされていますか。

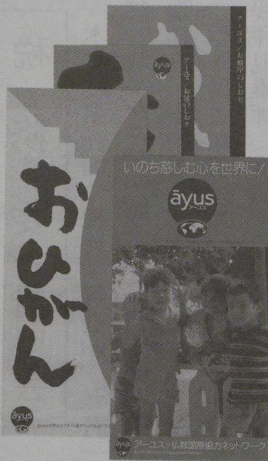
茂田 まず人材の育成ですが、現在六つのNGOに助成金を出しています。というのは、今申しました通り、NGOに最も大切なのが、活動を支える「人」なのに、実はNGOの仕事では食べていかれないんですね。生活の保障も何もない。そこで人件費の助成をしています。それから日本のNGOは歴史が浅いので、勉強しなければならぬことがたくさんある。そしてレベルアップをしてもらおうために、スタッフ研修を実施しています。

二番目に開発教育です。これは何かというと、私たちのベースはお寺ですから、お坊さ

んや檀信徒の皆さんに、仏教を通して第三世界の人々の生活や、NGOの活動を知ってもらい、勉強してもらおうということです。これにはセミナーを開催したり、スタディツアーをやったりしています。去年はラオスへ行きましたし、今年も十月にベトナムへ行きまして、あるいは、お施餓鬼の法話に講師を派遣して、そういうお話しをするとかいうこともありますし、お盆やお彼岸の施本に国際協力の内容を盛り込んだものを作って、多くのお寺さんを買ってもらっています。

三番目はネットワーク事業ですが、パソコン通信やニュースレターの発行をしています。

最後に開発協力事業として、①NGOのためのプロジェクト評価法の研究をしています。これによりプロジェクトの質の向上をめざします。②「開発と人権」研究会を開いて、世界の人権問題を通して、私たちと第三世界の人々のくらしを再検討しています。③ルワンダ難民緊急援助に取り組んでいます。④ザイールのブカブ難民キャンプでの飲料水、医薬品の確保を進めるため、スタッフを現地に派遣しました。④ベトナムのキムバン青年協会と協力して、同地区の青年の技術訓練と生活の基盤作りを支援しています。これはフィリピンやバングラデシュのNGOにも協力してもらって、小規模融資のプロジェクトを



施本・パンフレット

進めています。⑤カンボジア難民遺骨帰還を他のNGOと協力して進めています。⑥仏教国ではありませんが、パレスチナとカリブ海に浮かぶ小国ジャマイカとアンティグア・バーブーダーでの開発協力を企画準備・調査中です。

—— AYUSには専門委員と呼ばれる人がいますね。

茂田 ええ、超宗派の僧侶、五十名の理事のほか、専門委員が四十名います。地域の専門家とか分野ごとの専門家とかいろいろいます。会員は寺院を中心とした団体会員が百十一団体、個人会員が七十五人です。

—— 最後になりましたが、将来の展望と仏教界への要望をお聞かせください。

茂田 宗教者として、常に弱者の側に自分をおいておくということ、そうすれば何をすべきか、正しい方法が見えてくるはずですが、知っているいろいろなことを勉強して、知っていなければだめですね。それと一人ですべてはカ

第19回
WFB

世界仏教徒会議 バンコク大会

参加者募集

第十九回WFB世界仏教徒会議の公式代表団を募集いたします。代表団は十一月二十三日の開会式に出席します。

今大会は、「仏教徒の取るべき道・調和と平和への道」とのテーマで、世界の仏教徒が集まり、協議いたします。

この機会に、ぜひご参加ください。さいますよう、ご案内申し上げます。

◎締め切り 十月十四日(金)
◎お問い合わせ、お申し込み

JTB団体旅行東京中央支店
TEL 〇三三二五七七八二一
FAX 〇三三二五七八四六六

バーしきれませんが、ネットワークを結んでいけば、NGOに限らずなんにでも対応できるんですね。
それと仏教界の皆さんにお願いしたいのは、ぜひ法人会員として、つまりお寺として入会していただいて、一回限りの寄付ではなく、AYUSの活動に関心をもって、長くお付き合いをしていただきたいということです。

① 基本コース<東京発・大阪発>

- ◆期日：平成6年11月22～26日 5日間
- ◆参加費用：お一人様 165,000円
- ◆募集人員：東京80名 大阪40名

② 基本コース<名古屋発>

- ◆期日：平成6年11月21～26日 6日間
- ◆参加費用：お一人様 165,000円
- ◆募集人員：20名

③ ネパールコース<各地発>

- ◆期日：平成6年11月17～26日 10日間
- ◆参加費用：お一人様 348,000円
- ◆募集人員：25名



団体会員 年会費・一口〇五〇、〇〇〇円
個人会員 年会費・一口〇一〇、〇〇〇円
郵便振替 〇〇一二〇―三―七一―八九三
〒135 アーユス・仏教国際協力ネットワーク
東京都江東区清澄三―四―二二
電話 〇三―三八二〇―五八三一

税務委員会

本年度第一回の税務委員会が、九月一日午後一時半から、明照会館会議室で開催された。議題一、正副委員長選出の件

委員長に森和久師（曹洞宗）、副委員長に浅井侃雄師（真言宗豊山派）が選出された。

議題二、理事長諮問の件

理事長の諮問に基づき、仏教界が直面する税務に関する諸問題について、その対応を検討していくこととした。

議題三、その他

①平成七年度税制改正に係る要望書及びその提出について

昨年提出した「要望書」を一部修正し、本年も提出することになった。提出先は委員長、副委員長、事務総局に一任された。

②比叡山延暦寺大霊園管理料及び国宝殿冥加

事務局録事

一九九四年十月一日

一日 税務委員会

五日 局内会議

六日 「日宗連」理事会出席

七、八日 第二十六回「同宗連」研修会出席

八日 法律相談室

料に対する消費税課税問題について
本件について植田惠秀委員（天台宗）より報告があった。

③その他

当委員会の今後の取組について協議した。

仏暦の表示について

四百号より本誌表紙に「仏暦二五三七年」と表示するようにいたしました。

仏暦には諸説がございます。中村元氏の紀元前三八三年が、研究者の間では有力な仏滅年です。これによりますと今年は二五三七年ということになります。ところが、世界的に最も普及している仏暦は、今年を二五三七年とするものです。WFB本部のあるタイでは公文書にもこの仏暦を使用しています。全仏はWFBの日本センターでもありますので、この「仏暦二五三七年」を採用しました。

十八日 本願寺派全戦没者追悼法要参列

十九日 日中韓国際仏教交流協議会出席

二十七日 永平寺被差別戒名供養法会参列

二十八日 同和委員会

二十九日 宗教法人実務研修会出席

「基本法」中央行動参加

局内会議

三十日 「日宗連」税制シンポジウム出席

一九九五年版

全仏手帳

申込み受付中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、ご注文はお早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、

加盟団体役員住所録その他

サイズ 9 x 14 cm

定価 七〇〇円（送料実費）

申込先 東京都港区芝公園四一七―四

全日本仏教会

全仏手帳係

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9（地下鉄田原町駅前）

電話 代表 (3841) 4965